

日助発 第37号

2019年7月2日

厚生労働省 子ども家庭局長
濱谷 浩樹 殿

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



要 望 書

産後うつや、子ども虐待など母子を取り巻く課題は継続しており、産後の母子ケアに対する助産師の役割がますます増大しています。安全・安心な妊娠・出産環境の整備は急務であり、地域母子保健の観点から、以下の2項目を要望いたします。

要 望 事 項

1. 産前産後ケアの法的な位置づけを図られたい

- 1) 産前産後ケアについて、全ての母子がサービスを受けることができるよう法的に位置づけていただきたい。
- 2) 産前産後ケア事業にあたって、ケアの質の担保と安全性の確保がなされるよう、法的に位置づけ、産後ケアセンターの設置及び運営の基準に関する施行規則を定めていただきたい。

2. 産前産後ケア事業における好事例を示し、市町村において、予算の柔軟かつ効果的な活用がなされるよう図られたい

1. 産前産後ケアの法的な位置づけを図られたい

1) 産前産後ケアについて、全ての母子がサービスを受けることができるよう法的に位置づけていただきたい。

【要 理 由】

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告)によれば、「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死などの事例は、0歳児が最も多く、その背景には、「帝王切開」、「切迫流産・切迫早産」「マタニティブルーズ」「その他(妊娠期の母体側の問題)」「低体重」「その他の疾患・障害」「出生時の退院の遅れによる母子分離」があることが報告されている。また、約半数は乳幼児全戸訪問指導を受けていた。

この結果は、産前産後、特に、産後直後からの継続的な助産師等専門家による支援が必要であること、現状のサービスでは対応が十分でないことを示している。そして、現在、産前産後ケア事業の充実は、この問題の解決につながる一方で考へる。

平成29年度の産後ケア事業を実施する市区町村数は392であり、目標値の240を上回っているものの、全国展開までには至っていない。さらに、提供されるサービスは市町村に差があることが本会の調査でも明らかになっている。

全ての母子がひとしく助産師等による産後の身体回復や育児方法の獲得の支援を受けられる環境整備が急務である。

2) 産前産後ケア事業にあたって、ケアの質の担保と安全性の確保がなされるよう、法的に位置づけ、産後ケアセンターの設置及び運営の基準に関する施行規則を定めていただきたい。

【要 理 由】

現在、産後ケア事業に関して、ガイドラインが示されているが、施設設置、運営、職員の配置等に関する法的整備はなされていない。産後ケアは、出産後間もない母子とその家族が、安心安全に子育てを行えるよう支援することであり、この時期の母子の支援を担うことができる専門職である助産師の配置が欠かせない。また、宿泊型においては、母親の心身の休養や状況に応じたケアの提供には、適切な人員配置が求められる。さらに、産後4か月までの時期は、母子ともに心身の変化も大きく、医療ケアが必要となることも少なくないため、医療機関や保健福祉施設との連携体制も欠かせない。

その他、海外では産後ケアセンターでの衛生管理が不十分で感染症の問題が生じており、施設の環境についても規定が必要である。

産後ケアセンターが効果的に機能し、安全で、母子のニーズに即したケアが提供されるように産後ケアセンターへの助産師の配置を含む、設置、運営規則が必要である。

2. 産前産後ケア事業における好事例を示し、市町村において、予算の柔軟かつ効果的な活用がなされるよう図られたい

【要 理 由】

産後ケア事業を実施する市区町村数は、平成 27 年度の 61 から平成 29 年度には 392 と増加し、目標値を超えており、国の取り組みの成果であると考える。また、平成 31 年度の予算要求額は、前年度を大きく上回り、産後ケア事業の全国への拡大が期待されるところである。その一方で、平成 29 年度の予算の執行率は 23% であり、前年度に比し 1 % の増に留まっている。したがって、予算が有効に活用されるための、新たな取り組みが必要ではないかと考える。

公益社団法人日本助産師会の調査によれば、委託元の行政から産後ケア施設への支払は利用料のみである場合が多く、設備維持費や人件費等は考慮されておらず、採算が取れない状況であることが明らかとなっている。そのため、産後ケアの必要性を感じ、委託を受け実施したいが、事業受託に踏み切れない助産所、診療所等も多い状況である。

東京都の世田谷区産後ケアセンター、山梨県の健康科学大学産前産後ケアセンターママの里では、運営に必要な設備費や人件費が委託元の行政によって負担されており、稼働率は高く、24 時間、365 日、母子のニーズに応じた、安定したサービスが提供されている。

国においては、このような産後ケア事業の好事例を全国の市町村に周知し、柔軟で、効果的な予算の活用が促進されるよう図られたい。